

令和7年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （看護師）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	看護師（保育・療育関係）
採用予定人数	若干名
職務内容	園児の健康管理・けがの応急手当・身体測定・医療的ケア等
勤務地	柏市内公立保育園22園（別紙参照）

2 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

- ※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。
- ※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価（初任給）：1, 780円

- ※1 上記の単価は令和8年12月に開催される市議会において条例の一部改正が可決された場合です。
- ※2 要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給
- ※3 昇給有り

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回支給

- ※1 人事院勧告により、年度中に支給割合が変更となる場合有り
- ※2 新規採用者は採用月による

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員で週15時間30分以上勤務する職員に、6月と12月の年2回支給

(4) 勤務時間

- ア 勤務時間 1日当たり7時間30分
(午前8時30分から午後5時までの間、休憩時間60分)
- イ 勤務日 月～金のうち週5日
(運動会は勤務日とし、当該週の勤務日数に含めるものとする)
- ウ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、勤務日数に応じ付与）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

- ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用
週20時間以上かつ月額88,000円以上の報酬が付与される場合は適用有
- イ 雇用保険の適用
週20時間以上の労働時間がある場合は適用有

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用有

4 受験（応募）資格

- (1) 有資格者は、保健師助産師看護師法に基づく看護師免許を受けていること。
- (2) 業務経験及び専門的な知見を有していること。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	随時	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市役所 保育運営課	
試験種目・試験内容	書類審査	選考申込書に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
 - ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
 - イ 看護師免許証の写し
- (2) 申込受付期間
随時（郵送可）
- (3) 申込先
柏市こども部保育運営課（〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
選考後15日以内に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職
合格者は、通知の後、就労の意思確認後採用する。入職決定日から3か月以内に、自費にて受診した健康診断書（項目指定あり）を入職日前日までに提出する。
- (3) 採用（合格）の取消し
4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。
- (4) 柏市議会の議決の特例
会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。
- (5) 合格者の決定方法の特例
合格者の決定に当たっては、令和6年度に採用している職員にあっては、採用期間の業務内容を評価する人事評価の結果を活用し、新規で募集する職員にあっては、当該人事評価と同等の選考基準を基に実施する面接等の方法による選考結果を活用し、それらの結果の上位の者から採用する者を決定するものである。